

物価高騰対策 販路拡大・人材確保支援助成金 実施要領

1. 目的

物価高騰の影響を受け消費の落ち込み等による売上不振に直面する事業者が行う新たな販路獲得等の取組みや、適正な売上や利益を確保し企業の競争力を高めるための人材を確保するための取組に対する支援を行うことで地域経済の活性化を促進することを目的とする。

2. 対象者

次のすべてを満たすもの

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、栗東市内に事務所または事業所を有するもの

業 種	資本金の額又は出資の総額・従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下または300人以下
卸 売 業	1億円以下または100人以下
小 売 業	5,000万円以下または50人以下
サービス業	5,000万円以下または100人以下

補助対象者の範囲

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等)) ・個人事業主(商工業者であること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人 ・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様) ・協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・申請時点で開業していない創業予定者 ・任意団体 等

- ② 助成対象事業(経費)について、他の補助金・助成金等の支援を受けていないもの

3. 助成対象経費

以下のいずれかの経費(経費支払いは原則振込払い)

○販路拡大にかかる経費

- ①パンフレット、ポスター、チラシ等の製作費(会社案内等は除く)
- ②折込・ポストイングにかかる費用
- ③新聞、雑誌、地域情報誌等への掲載料
- ④Web 宣伝広告費
- ⑤販路開拓につながる Web サイト構築・改修費
- ⑥販路拡大につながる広告宣伝を目的とした販促用品の製作費

○人材確保にかかる経費

- ⑦求人情報、求人サイト等への掲載料
- ⑧人材確保にかかる Web サイト構築・改修費

4. 助成限度額・助成率

助成限度額 1 事業者 30,000 円（千円未満切捨て）

助成率 補助対象経費（税抜）の 10/10

5. 助成対象期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 31 日（土）までに発生した経費
（令和 8 年 1 月 31 日までに支払いが完了しているもの）

6. 申請期間

令和 8 年 2 月 10 日（火）まで（必着）

※但し、予算に達し次第、締め切り

7. 申請方法

助成対象事業の実施後、申請書類を受付窓口に提出してください。（窓口・郵送）

8. 申請書類

- ①販路拡大・人材確保支援助成金 申請書（様式第 1）
- ②反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第 2）
- ③助成対象経費にかかる見積書、及び、請求書の写し
- ④補助事業を実施したことが確認できるもの
- ⑤上記経費支払いにかかる銀行振込（明細）受領書または領収書の写し
※口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し等
- ⑥栗東市内で事業を行っていることがわかるもの
 - 《法人》直近の法人税の確定申告を行っていることが確認できる書類（法人税確定申告書別表一）と e-Tax 等でデータを送信したことが分かるもの
（開業間もない場合等でまだ確定申告を行っていない場合は法人設立届出書の写し等）
 - 《個人》直近の所得税の確定申告を行っていることが確認できる書類（所得税確定申告書第一表及び青色申告決算書又は収支内訳書）と e-Tax 等でデータを送信したことが分かるもの
（開業間もない場合等でまだ確定申告を行っていない場合は開業届の写し等営業実態が確認できる書類）
- ⑦助成金振込口座の内容（金融機関名・支店名・口座番号・名義）が印字されている部分の通帳の写し
※ 振込口座は、法人は法人口座のみ、個人事業主は事業主名口座のみ

9. 申請書類受付窓口

栗東市商工会

〒520-3047 栗東市手原三丁目 1-25

TEL 552-0661

10. 申請回数

1 事業者につき同一年度での申請は 1 回まで

11. 助成金の確定

申請書類による書類審査を実施後、採択の可否を決定します

要件不備等があれば事務局より連絡のうえ、書類は返却いたします

栗東市商工会長 あて

所在地又は住所
会社名・屋号
役職・氏名
電話番号

物価高騰対策 販路拡大・人材確保支援助成金 申請書

標記助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり、申請します。

記

1. 事業実施期間

令和 7 年 月 日～令和 年 月 日

2. 経費の種類と実施内容 ※経費の種類については裏面参照

経費の種類（番号で記入）	
実施内容	

3. 助成申請額（税抜）

助成対象経費総額（千円未満切捨て） (①)	, 0 0 0 円
助成申請額 (①と 30,000 円の低い方)	, 0 0 0 円

4. 当助成対象事業を実施したことによる効果（見込み可）

--

【助成金振込先口座】 ※法人は法人口座、個人事業主は事業主名口座に限ります

金融機関名		支店名	
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

以上

2. <経費の種類>

●販路拡大・販売促進にかかる経費

- ①パンフレット、ポスター、チラシ等の製作費（会社案内等は除く）
- ②折込・ポスティングにかかる費用
- ③新聞、雑誌、地域情報誌等への掲載料
- ④Web 宣伝広告費
- ⑤販路開拓につながる Web サイト構築・改修費
- ⑥販路開拓につながる広告宣伝を目的とした販促用品の製作費

※年賀状・暑中見舞状、カレンダー等の季節の挨拶目的の印刷物、名刺、
税込み 10 万円以上の看板等は不可

●人材確保にかかる経費

- ⑦求人情報、求人サイト等への掲載料
- ⑧人材確保にかかる Web サイト構築・改修費

反社会的勢力排除に関する誓約書

所在地又は住所

会社名・屋号

役職・氏名

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること